

損失補償理論における価値概念の変遷

——英米法における補償理論を中心として——

糟 谷 敏 英

英国の土地収用法に理論的影響を与えたのは、オランダ人ユーゴ・グロチウスが一六二五年「戦争及び平和の法」において、これを記述してからである。

グロチウスによれば「国家は、全ての財産の元始的且つ絶対的所有権者である。個人は、当該財産の占有及び享有の権利を有しているにすぎず、終極的には、個人が有している占有権及び享有権は、国家によって取戻され得る内在的留保に常に従属している。」彼の主権論は、独立国家においては、何人も、絶対的土地所有権を有することが認められず、国家は、公共の利益のために、個人の財産を徴収する必要がある場合には、その主権に基づき、個人が有する表見の権利を取戻す権利を留保し、更に、特定の場合には、財産の事実上の所有権を撤回する権利を有するものである。

グロチウスに次いで、右の主権理論を更に布延したのが、ブラックストンである。彼は一七五三年「コメンタール」を発表し、そのなかで、「先ず、法は、主権の特質すなわち卓越性をキングに帰せしめる。キングは、最高の尊厳を有し、何人にも卓越し、何人にも依存しない」と述べ、さらに、「キングは港に対する独占的特許権

を賦与する権能を有し、海洋上の商取引に関する規則を制定することができる。また、キングは、公衆市場または各種の商取引場を設置する特権を有し、かつ、その使用料を徴収する権限を有する。国家の首長たるキングは、彼の意のままに、以上のことを命令し処分する権能を有している」としている。従って、キングは、意のままに、収用によって、港、市場および定期市を設置し得るのである。英国に発達した右の主権理論は、英米法における財産権に関する法理を、沿革的に理解する上にとって可成り重要である。

さて、わが国の土地収用法第七十二条は、「収用する土地に対しては、近傍類地の取引価格等を考慮して、相当な価格をもって補償しなければならない」と規定している。

しかるば、「相当な価格」とは、如何なる意味を有するのであるか。ここにおいて、被収用物件自体の価値と価格との関係に関する、収用法上の理論が考察されなければならない。次にこのことを、米国における補償理論に触れながら述べてみたい。いくばくの補償をなすべきかという際に、補償額測定標準とし

て「価値」(value)という觀念が一応考えられるが、この value という考え方は、古く初期のローマ法當時から存している。當時にあつては、「正当なる価格」(just price)が、価値の標準として考えられていた。正当なる価格の意味は、特殊な用途としての価値ではなく、通常一般の用法における価値の謂であつて、今日の「市場価値」すなわち、当該物件が売却されたとした場合における最高の価格たる market value の考え方は、古くローマ法當時にその源を發している。

しかし、近代の意味において、測定の尺度として価値の問題が考えられるようになったのは、十八世紀になつてからである。すなわち、アダム・スミス、リカルドによつて確立された labor cost 理論による価値の考え方が生れてからである。この学派の理論は、価値はその物に投入された労働コストによつて定まる、換言すれば、目的物の価値は、労働の量によつて創造されるとした。この考え方は、今日の評価理論における reproduction cost 主義の基礎をなしている。

次に、十九世紀の後半になると、限界効用理論 (marginal utility theory) が生れた。この考え方は、物の価値は、右理論の如く客觀的に定まるものではなくて、主觀的な現象であるとした。すなわち、凡そ、物の価値は、その物を創り出すに要した cost によつて定まるのではなくて、その物に対する欲望とか需要によつて定まるとした。

更にこれが發展して、物の価値は、人間と物との両者の關係によつて決定されるとする。

すなわち、価値とは、目的物に内在する性質というが如きものでなくて、その物を欲する人間とその物との間に成立する相對的觀念である。この考え方は、物の価値という觀念を否定し、価格 (price) 即ち価値 (value) と考える。この考え方が、近代の評価理論における market value 理論の基礎をなしている。

右述の理論によれば、物の価値は、人間と物との両者の關係によつて決定されるとし、また、それは人間と物との間に成立する相對的觀念であり、その物の価値は価格という現象によつて表示されるとしてゐる。この理論は、labor cost 理論を客觀説とすれば、いわば、主觀説とみることが出来る。

経済学の範疇におけるかぎり、物の価値は、従つて、その物の価格は、売手と買手との主觀的欲望の交叉によつて成立するのであるから、物の価値は、人間と物との両者の關係によつて決定されるとして、一向に差支えないし、また、その理論は正当であらう。

しからば、この経済学の範疇に属する理論を、そのまま、土地収用法による評価の理論として採用するとなると、多くの問題がでてくる。

何故ならば、右の理論における「人」には、物の所有者という人があり、また、物を取らせんとする人があるから、人と物との關係は、所有者と物、取得者と物、さらに、その価値は、「所有者にとつての価値」と「取得者にとつての価値」というように、相異なつた二つの価値が生ずる。更に、この二つの相異なつた価値が合致し、その合致点が特定の者の間に生じたものではなく、広く一般的に認められた場合の価値が存する。

かくの如く、人と物との関係によって決定される価値は、三種類に分類せられ、米法においては、これを、それぞれ、value to the owner, value to the taker および market value といふふうに分類してゐる。而して、market の value は、owner および taker の value を離れて、price として具現する。従つて、market value こそが、market price と等しくなり、その「価格」は、所有者および取得者にとつての「価値」を離れて、一般の価値として具現する。

土地収用法第七十二条は、「相当な価格」をもつて補償すべきことを規定している。その意味は、通常、収用者および被収用者の主観的事情に着目して補償するのではなく、通常一般と目せられる価値、すなわち、客観的な市場価値を補償すべしとする趣旨の規定であると説かれてゐる。美濃部博士は、相当な価格とは「客観的社会的の評価における価格 (objektive Wert) であり、若しこれを売渡すとすれば、普通買主の支払うことを要すと認めらるべき価格 (gemeine Verkaufs Wert) である。権利者自身の個人的な主観的感情的価値は考慮せらるべきではない」(美濃部、「公用収用法原理」)とされ、またその他の学説および判決例も、ほぼ同様に解せられてゐる。

また、評価理論のすぐれてゐる米国においても、損失は市場価値 (market value) によつて補償されるべきであるとするのが通説であり、多くの判例も、次のインディアナ州判例と、ほぼ同様の趣旨を述べてゐる。

「正当なる補償とは市場価値である。而して、その価値 (value)

損失補償理論における価値概念の変遷

とは、その土地の最適用法を熟知せる購買者が存するが如き正当なる時期に、当該土地が公開市場において売却せられたらば支払われたであろう金額をもつて算定した最高価格 (price) の謂である」要するに、ノーマルな状況下においてなされた正常なる売買価格が市場価値なのであつて、証拠として有効なのは、市場価値なのであつて、単なる市場価格ではないのである。

ここにおいて、最も問題となりながら、あまり論議されていない問題として、土地収用権者が協議の段階において支払った価格は、市場価値としての証拠たり得るかどうかという問題がある。

カリフォルニア州の規則は、「収用権者が支払った金額は証拠として有効でない」旨を定めており、また、最近のロスアンゼルス市対コール事件における州最高裁判所も、右規則と同様の見解をとつてゐる。

この判決に対し、少数の判事は、強い反対意見を述べてゐるが、筆者も、むしろ、右判決の見解をそのまま容認することについては、いささか疑問をもつてゐる。なぜならば、かくの如き場合の売買価格は、単に収用権者に対してなされた売買であるからという理由のみで、強制的な売売であるとみることはできず、両当事者とも正当な価格と信じたればこそ成立した価格であり、それは market value とみて一向に差支えないからである。とにかく、この問題は、収用法上の理論として更に検討されるべき重要課題であり、収用委員会の裁定においても考えらるべき問題である。(終)